

令和3年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I. 議案補充説明

- 1 議案第100号 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」…………… 1
- 2 議案第102号 「損害賠償の額の決定及び和解について」…………… 3

II. 所管事項調査

- 1 令和3年版成果レポート（案）について…………… 5
- 2 犯罪情勢について…………… 10
- 3 サイバー犯罪対策及び各種犯罪対策について…………… 14
- 4 交通安全対策について…………… 15
- 5 交番・駐在所の建替整備による機能強化…………… 17
- 6 警察署整備事業の推進状況について…………… 18

令和3年6月23日

警察本部

議案第百号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和三年六月二日

三重県知事 鈴木英敬

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（信号機に関する基準）</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>（信号機に関する基準）</p> <p>第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、信号機に関する基準を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

損害賠償の額の決定及び和解について

施設の管理の瑕疵に起因して発生した事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し、これに伴う和解をする。

令和3年6月2日提出

三重県知事 鈴木英敬

- | | |
|---------------------|--|
| 1 損害賠償の義務の発生原因となる事実 | 令和3年2月18日、三重県鈴鹿市桜島町三丁目地内に設置していた歩行者用灯器の信号柱が、腐食により倒壊し、隣接するかわぐち脳神経クリニック駐車場内の花壇ブロック塀及び植栽に損傷を与えた。 |
| 2 損害賠償の相手方 | 住所 三重県鈴鹿市桜島町6丁目20-5
氏名 川口健司 |
| 3 損害賠償の額 | 91,300円 |

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解については、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

令和3年版 成果レポート（案）

～成果の検証と改善に向けた取組～

令和3年6月
三重県

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度未での到達目標）

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	一部未達成の副指標はありますが、主指標及び他の副指標の目標は達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
刑法犯認知件数		9,400件 未満	1.00	8,200件未満		7,500件未満
	10,322件	8,560件				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
3年度目標値の考え方	刑法犯認知件数は、ピークであった平成14年以降ほぼ一貫して減少しており、現状の刑法犯認知件数の減少傾向を維持する必要があります。 令和5年に7,500件未満とすることを目標に、毎年段階的に減少させることとし、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「子ども安全・安心の店」認定事業所数		600事業所 以上	1.00	1,300事業所 以上		2,000事業所 <1,000>以上
	262事業所	1,003事業所				
重要犯罪の検挙率		90%以上	1.00	90%以上		90%以上
	94.8%	100%				

機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数		85 か所以上	1.00	90 か所以上	100 か所以上
	80 か所	89 か所			
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数		11 市町	0.64	18 市町	29 市町
	2 市	7 市町			

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,460	3,940	3,733		
概算人件費		17,370			
(配置人員)		(1,907)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪対策を推進した結果、令和2年中の刑法犯認知件数は戦後最少を記録しました。また、重要犯罪や重要窃盗犯など刑法犯の検挙件数は3,591件で、検挙率は42%と前年より約5ポイント向上しています。他方、高齢者等を狙った特殊詐欺が増加するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。
- ②犯罪捜査におけるDNA型鑑定、画像鑑定等の科学技術の活用を推進し、桑名市長島町等における殺人・死体遺棄事件をはじめ、重要犯罪71件を検挙し、その検挙率は100%となりました。来日外国人犯罪については、三重郡川越町における殺人未遂事件で検挙したカンボジア人7人をはじめ、160人を検挙しました。160人の在留資格は、正規滞在が109人、不法滞在が51人でした。
- ③ボランティア団体と連携した地域における見守り活動を推進し、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組みました。また、SNSの利用をきっかけに性被害に巻き込まれた児童に係る事件14件を検挙するとともに、防犯教室の開催、学校を經由した保護者への注意喚起、児童の性被害を誘引するネット上の書き込みに対する警告等を実施しました。他方、少年犯罪は、桑名市における高校生による自宅への現住建造物等放火事件など、206人を検挙しました。また、ボランティア団体の活動を支援するため、「みえの宝！子ども見守り活動応援プロジェクト」として、車両を用いて通学路のパトロールを行う防犯ボランティア団体にドライブレコーダー等を貸与(対象全車両116台)しました。(みんつく予算)
- ④ストーカーやDVについては、津市における移動中の車内での妻に対する傷害事件など113件を検挙するとともに、ストーカー規制法に基づく禁止命令や文書警告を48件実施しました。また、被害者へのGPS端末の貸出しや宿泊費の一時公費負担等の支援を行いました。児童虐待については、多気郡大台町における両親による児童に対する傷害事件など20件を検挙し、児童虐待のおそれがあるとして認知した721人を児童相談所に通告しました。
- ⑤サイバー犯罪については、ネット上のキャッシュレスサービスを悪用し、商品を購入するなどした不正アクセス禁止法違反や電子計算機使用詐欺事件など59件を検挙しました。

- ⑥組織犯罪対策として、特殊詐欺については、だまされた振り作戦の実施などにより100件を検挙するとともに、口座開設詐欺等助長犯罪73件を検挙しました。また、特殊詐欺の被害を減少させるため、積極的な事件広報により最新の犯行手口等を広く周知・啓発するとともに、金融機関やコンビニエンスストアの協力を得て、高齢者が現金を引き出す際の声掛けにより85件、約3,360万円の被害を防止しました。薬物犯罪については、覚醒剤取締法違反など115人を検挙しました。115人のうち20歳代以下は36人で、大麻事犯によるものが22人と半数以上を占めています。
- ⑦大規模商業施設や公共交通機関との合同訓練などを通じ、テロに対する危機意識の共有や事案発生時における協働対処体制の整備を行うなど、官民一体となったテロ対策を推進しました。
- ⑧犯罪被害者等が早期に被害から回復し、平穏な生活を営むことができるよう、被害者支援要員、被害者連絡、公費負担等の被害者支援制度を適切に運用しました。また、市町、みえ犯罪被害者総合支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を推進しました。
- ⑨老朽化した駐在所の建替整備（9か所）、パトカー未配備の駐在所へのパトカーの配備（8か所）、全交番・駐在所（199か所）への防犯カメラの設置を進めました。
- ⑩安全で安心な三重のまちづくりに取り組む県民の皆さんや事業者等の関係者が一堂に集まる「キックオフ大会」を開催し取組気運の醸成を図ったほか、地域の防犯活動等をけん引する「安全・安心まちづくり地域リーダー」の養成等により、地域防犯活動の活性化につながりました。引き続き、多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進するため、市町と緊密な連携のもと、地域の自主的な防犯活動等を促進する必要があります。
- ⑪「三重県犯罪被害者等支援条例」をふまえて策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、市町担当者向け研修会の開催や犯罪被害者等支援ハンドブックの作成等により支援体制の強化を図ったほか、三重県犯罪被害者等見舞金の給付を行い、犯罪被害者に寄り添った支援を提供しました。県に続き市町での条例制定も進んでいることから、市町の犯罪被害者等支援施策集の作成支援や関係機関等との連携強化を通じて、総合的な支援体制の整備を進めるとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民理解の促進を図っていく必要があります。

・市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等と連携・協働し、犯罪防止に向けた取組を推進した結果、主指標の刑法犯認知件数は、令和2年には戦後最少となり、目標を達成しました。

令和3年度の取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 小谷 寛 電話:059-222-0110】

- ①地域の犯罪情勢に応じ、市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ②犯罪捜査への捜査支援システムや科学技術の活用を推進するため、捜査支援分析課を新設し、犯罪情報の収集や分析体制を強化するとともに、科学捜査研究所の独立庁舎の整備に向けた調査を行います。また、来日外国人犯罪に対しては、違法行為取締りを徹底するとともに、外国人コミュニティを対象とした語学のできる警察官による巡回連絡や防犯・交通安全についての広報啓発活動を行います。
- ③地域の防犯ボランティア団体等の活動を活性化するため、防犯活動用物品の配布、犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を行います。また、少年の犯罪被害等を防止するため、小学校、中学校等においてリモート形式による防犯教室、非行防止教室等を開催します。
- ④人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、認知段階から関係部門が緊密に連携し、加害者の検挙、被害者をはじめとする関係者の保護等、被害者等の安

全確保を最優先とした対応を徹底します。

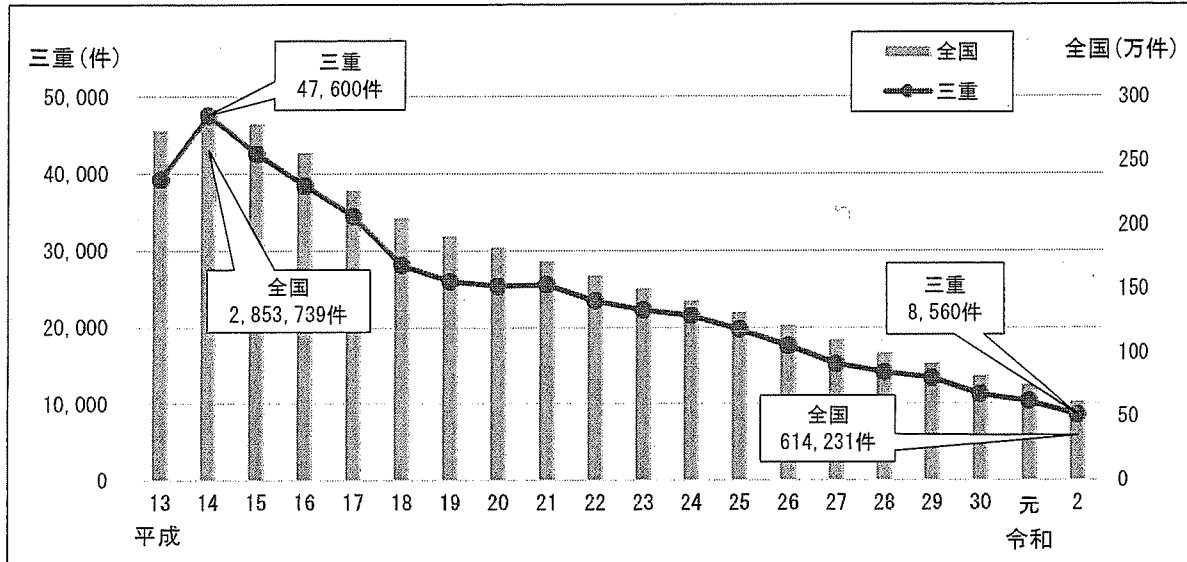
- ⑤サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー犯罪の取締りを強化するとともに、サイバー犯罪による被害を未然に防止するため、関係機関、団体と連携した広報啓発を行います。
- ⑥本年は、三重とこわか国体・三重とこわか大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック等が開催されるので、特に厳重な警戒が必要です。官民一体となったテロ対策を推進します。
- ⑦特殊詐欺に対しては、だまされた振り作戦の実施等による受け子等の現場検挙や突き上げ捜査、助長犯罪の徹底検挙に取り組みます。また、被害を減少させるため、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した被害防止対策に加え、市町、老人クラブ等関係機関・団体と連携した広報啓発に取り組みます。薬物犯罪に対しては、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、若年層に大麻事犯が増加していることを踏まえた薬物乱用防止教室の開催等、薬物乱用を排除するための広報啓発に取り組みます。
- ⑧犯罪被害者等のニーズに即した支援が行えるよう、市町、みえ犯罪被害者総合支援センター等の関係機関・団体と連携するとともに、カウンセリングや医療機関等への付き添い、医療費の公費負担等による精神的及び経済的負担の軽減に取り組みます。
- ⑨さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するため、老朽化した大台警察署の建て替えや尾鷲警察署の大規模改修、朝日町への交番の新設や老朽化した駐在所の建替整備等に取り組みます。
- ⑩「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」をベースに、市町との連携強化を一層進めるとともに、「安全・安心まちづくり地域リーダー」等の人材育成や取組拡大に向けた広報啓発に取り組みます。
- ⑪「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を適切に提供するため、市町の犯罪被害者等支援施策集の作成を支援するほか、関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制の整備や支援従事者の育成等を進めるとともに、三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな支給を行います。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向け、犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解が深まるよう、広報啓発活動に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

犯罪情勢

1771

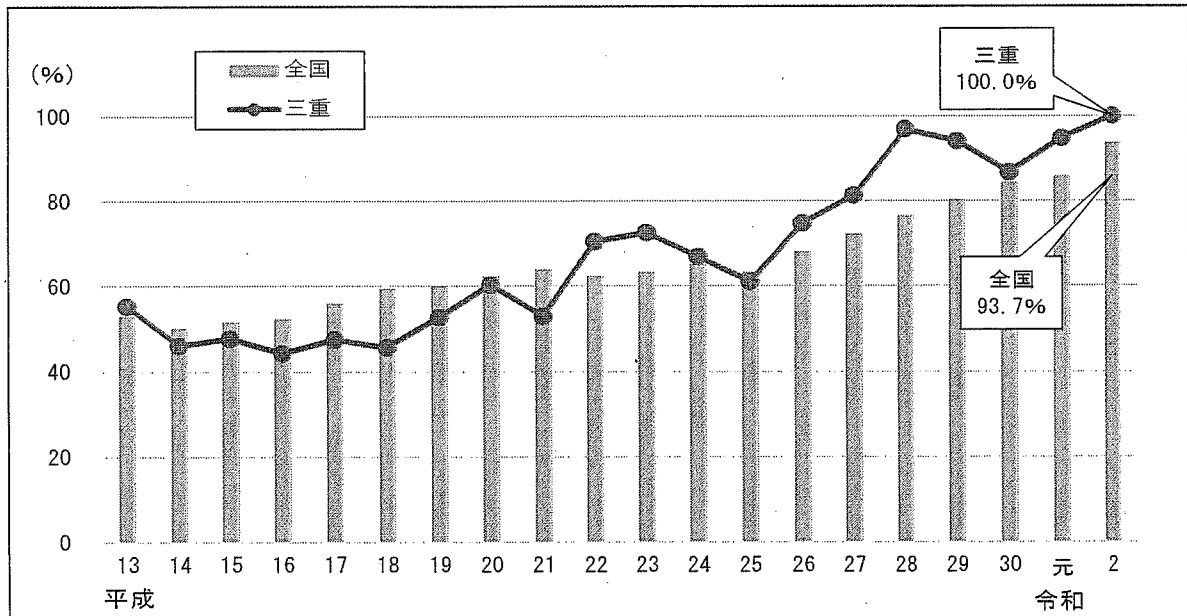
【刑法犯認知件数の推移】



○刑法犯の認知件数は、全国、三重県ともに、平成14年をピークに減少が続いています。昨年も前年に続いて戦後最少を更新しました。今年も減少傾向は継続し、5月末現在、2,951件で前年同期比678件減少しています。

○一方で、殺人や強盗、特殊詐欺等の発生は後を絶たず、治安情勢は予断を許しません。

【重要犯罪の検挙率の推移】

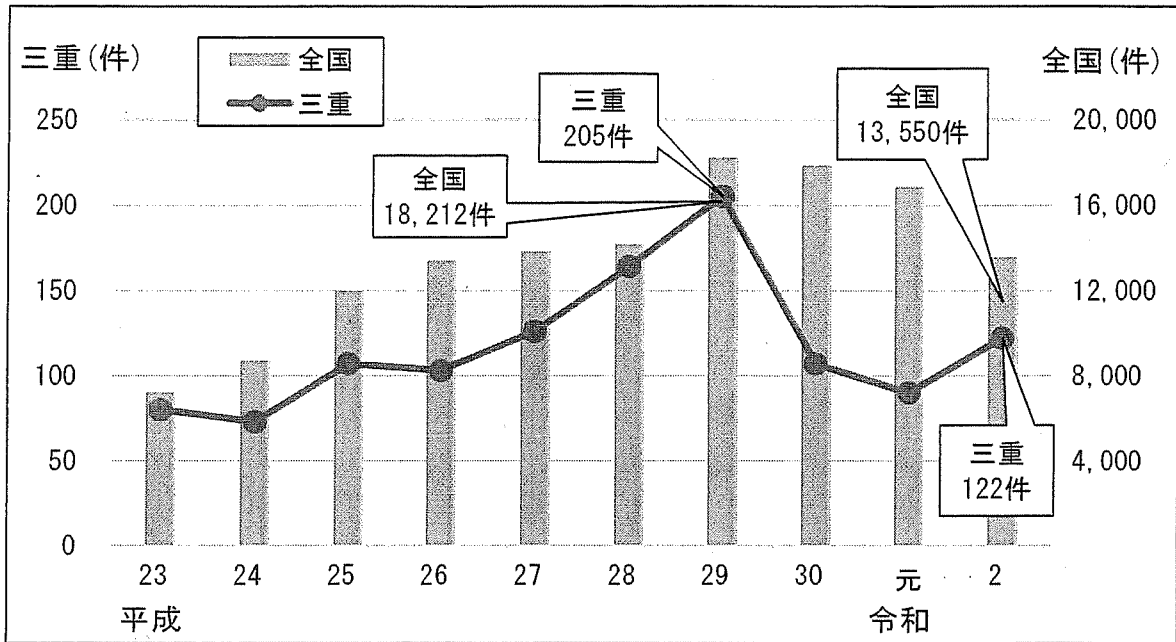


○重要犯罪の検挙率は、全国、三重県ともに年々上昇し、昨年は100%となりました。5月末現在、65.6%となっています。

○「重要犯罪」とは殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買です。

【特殊詐欺の認知件数の推移】

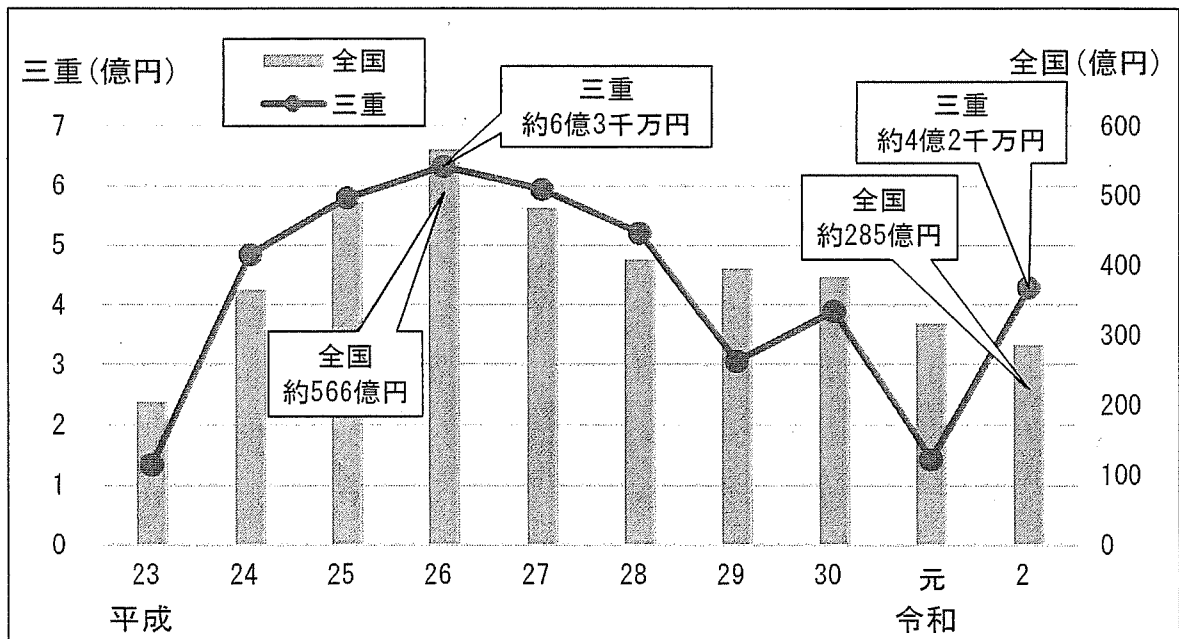
1773



- 昨年の認知件数は、全国で減少する一方、三重県は30件増加しました。5月末現在、42件で前年同期比7件減少しています。
- 「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）です。

【特殊詐欺の被害額の推移】

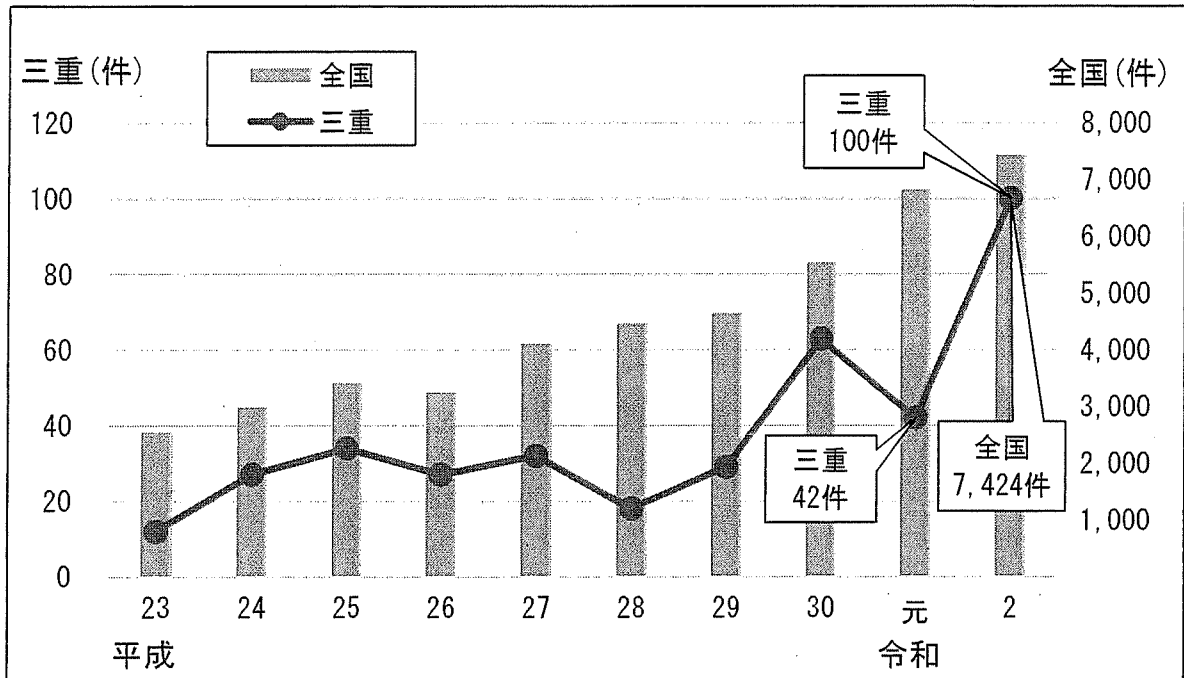
1774



- 昨年の被害額は、全国で減少する一方、三重県は約2億8,590万円増加しました。5月末現在、約7,490万円です。前年同期比約3,260万円減少しています。

【特殊詐欺の検挙件数の推移】

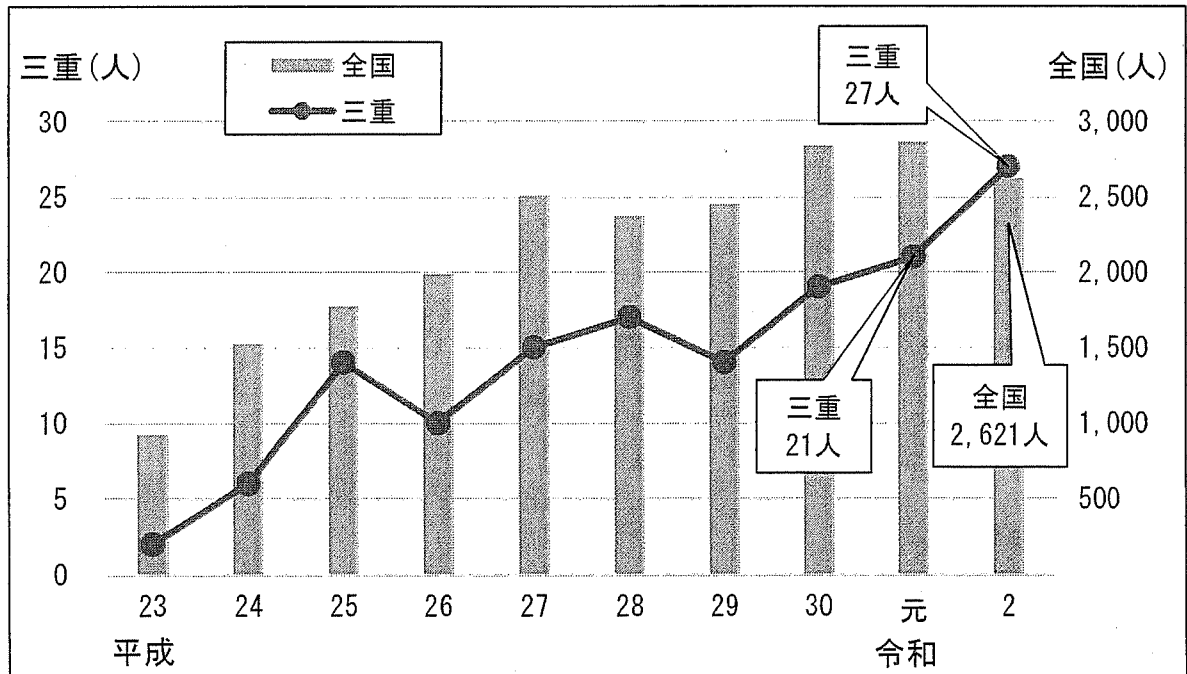
1773



○昨年の検挙件数は、全国、三重県ともに増加しました。5月末現在、6件となっています。

【特殊詐欺の検挙人員の推移】

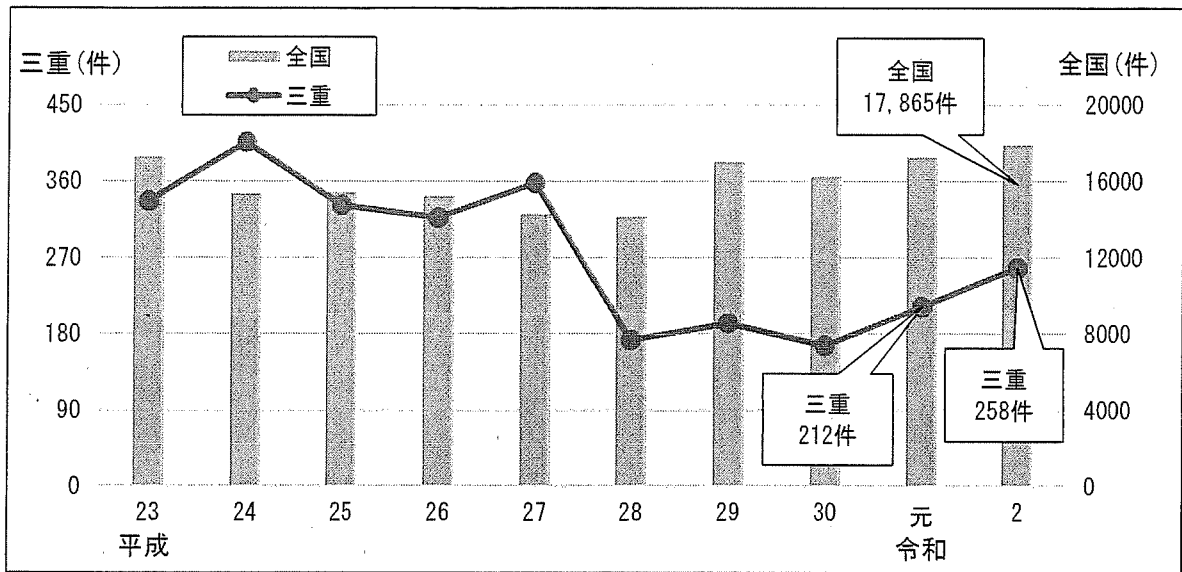
1776



○昨年の検挙人員は、全国で減少する一方、三重県は増加しました。5月末現在、5人となっています。

【来日外国人犯罪の検挙件数の推移】

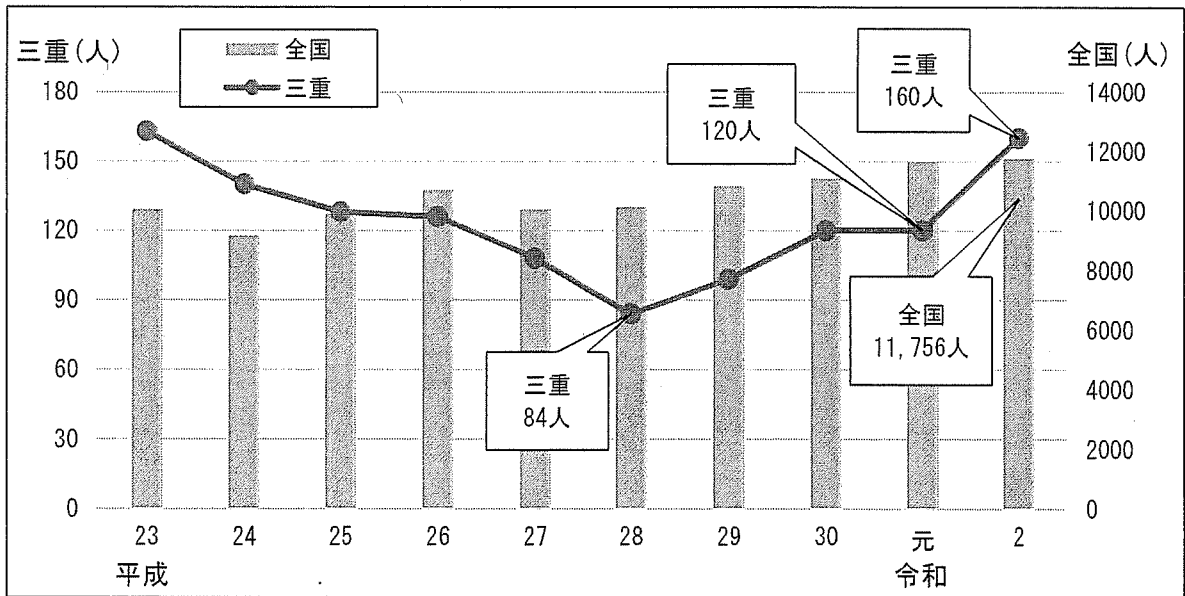
1777



- 昨年の検挙件数は、全国、三重県ともに増加しました。5月末現在、97件となっています。
- 「来日外国人犯罪」とは、在留資格を有する者や不法残留者、不法在留者による犯罪をいいます（いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者による犯罪は除きます。）。

【来日外国人犯罪の検挙人員の推移】

1777 3



- 刑法犯の認知件数が全国、三重県ともに減少傾向である一方、昨年の検挙件数は、全国、三重県ともに増加しました。5月現在、56人となっています。

サイバー犯罪対策及び各種犯罪対策

【サイバー犯罪対策】

1 現状

(1) 令和2年

相談受理件数は、前年とほぼ同水準であったが、迷惑メール関係の相談の増加が顕著（+160件、+119.4%）、検挙件数は、前年に比べ78件減少（-56.9%）

(2) 令和3年

5月末現在の相談受理件数は、前年同期に比べ増加（+46.4%）しており、詐欺・悪質商法やクレジットカード犯罪被害に関する相談が増加、5月末現在の検挙件数は、前年同期に比べ40件増加（+210.5%）

【相談件数の推移】

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	
			5月末	前年同期比
詐欺・悪質商法（除インターネットオークション関係）	1,152	1,036	509	+99
インターネットオークション関係	71	23	12	+1
名誉毀損・誹謗中傷関係	176	132	50	-21
迷惑メール関係	134	294	145	+46
違法有害情報に関する相談	53	26	14	+3
不正アクセス・コンピュータ・ウィルス関係	209	193	115	+49
その他	385	499	347	+201
合計	2,180	2,203	1,192	+378

【検挙件数の推移】

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	
			5月末	前年同期比
不正アクセス禁止法違反	11	3	0	±0
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	4	2	0	-1
ネットワーク利用犯罪	122	54	59	+41
詐欺	74	16	37	+37
合計	137	59	59	+40

2 対策

(1) 取締り

サイバーパトロール、相談・情報提供等による違法・有害情報を端緒とした取締り

(2) 抑止対策

- 金融機関、電気通信事業者等の民間事業者と連携した情報共有
- 官民一体となった被害防止のための広報啓発活動

(3) 人材育成等

専門的な知識・技能を有する人材の育成、資機材の整備等による対処能力の向上

【特殊詐欺対策】

1 被害者に占める高齢者の割合及び犯人との接点

【被害者に占める高齢者の割合】

	特殊詐欺 認知件数	65歳以上の被害者 に係る認知件数	高齢者率
令和2年	122	94	77.0%
令和3年 5月末	42	34	81.0%

【犯人との接点】

	電話		郵送等	メール	サイト	FAX	その他	合計
	固定	携帯						
令和2年	83件 68.0%	5件 4.1%	3件 2.5%	20件 16.4%	7件 5.7%	2件 1.6%	2件 1.6%	122件 100.0%
令和3年 5月末	35件 83.3%	1件 2.4%	0件 0.0%	5件 11.9%	1件 2.4%	0件 0.0%	0件 0.0%	42件 100.0%

2 対策

- (1) 県民の警戒心・抵抗力を向上させるため防犯指導・広報啓発活動の推進
- (2) 犯人からの電話等を直接受けないための環境整備の促進
- (3) 金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化

【盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例】

1 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（以下「条例」という。）の施行
自動車の盗難の防止等を目的とし、自動車解体業、中古自動車輸出業を営もうとする者の公安委員会への届出等を定めた条例が、令和3年10月1日から施行（届出受理等については、同年8月1日施行）

2 条例施行規則（以下「規則」という。）制定に向けた取組

- (1) 規則において、対象となる自動車部品の範囲、各種届出方法を定め7月中に公布
- (2) 規則（案）について、5月8日から6月7日までの間、パブリックコメントを実施

3 広報の実施

- (1) 県、警察施設、自動車関係団体等へのポスター・チラシの配布や各種広報媒体を活用した広報活動を実施
- (2) 広報資料は、日本語のほか、英語、中国語、ポルトガル語等により作成するなど、効果的な広報を実施

交通安全対策

【令和3年中の交通事故情勢（5月末までの暫定値）】

- 当県における交通事故情勢は、全国と同様に長期的に見て減少傾向にあります。そうした中で本年5月末現在の交通事故情勢は、死者数は20人と前年同期と比べ18人の減少となっています。

区 分	令和3年5月末	令和2年5月末	増 減	増減率
人身事故件数	1,149件	1,253件	-104	-8.3%
死亡事故件数	20件	37件	-17	-45.9%
死傷者数	1,445人	1,634人	-189	-11.6%
死 者 数	20人	38人	-18	-47.4%
負 傷 者 数	1,425人	1,596人	-171	-10.7%

- 当県における本年5月末現在の死亡事故（20件20人）の内訳を見ると、①人対車両の事故が約半数を占める、②歩行中の死者が約半数を占める、③高齢者の死者が6割を超えるという傾向が認められます。

区 分		令和3年5月末	前年同期比	備 考
類 型 別 (計20件中)	人対車両	9件	-7件	
	車両相互	5件	-6件	
	車両単独	6件	-4件	
	その他(列車)	0件	±0件	
当 事 者 別 (計20人中)	自動車乗車中	4人	-9人	うち高齢者3人
	二輪車乗車中	4人	-1人	うち高齢者3人
	自転車乗用中	3人	±0人	うち高齢者0人
	歩行中	9人	-8人	うち高齢者7人
	道路横断中	6人	-5人	うち高齢者5人
その他	3人	-3人	うち高齢者2人	
年 齢 層 別 (計20人中)	19歳以下	1人	±0人	
	20歳～64歳	6人	-7人	
	65歳以上	13人	-11人	
	65～69歳	1人	-5人	
	70～74歳	4人	+1人	
75歳以上	8人	-7人		

【交通安全対策】

①歩行者保護対策の推進

- 横断歩道で一時停止しない運転者が多いことに鑑み、横断歩行者妨害の取締りを強化しています。また、生活道路で移動オービスを活用した速度違反取締りを推進し、住宅街の道路を抜け道として利用する自動車の速度抑制を図ります。
- 歩行者が横断歩道を横断する際、手を上げるなどして自動車側に横断する意思を明確に表示することが有効であるため、「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」と銘打ち、全ての歩行者を対象にした交通安全教育・啓発活動を展開します。

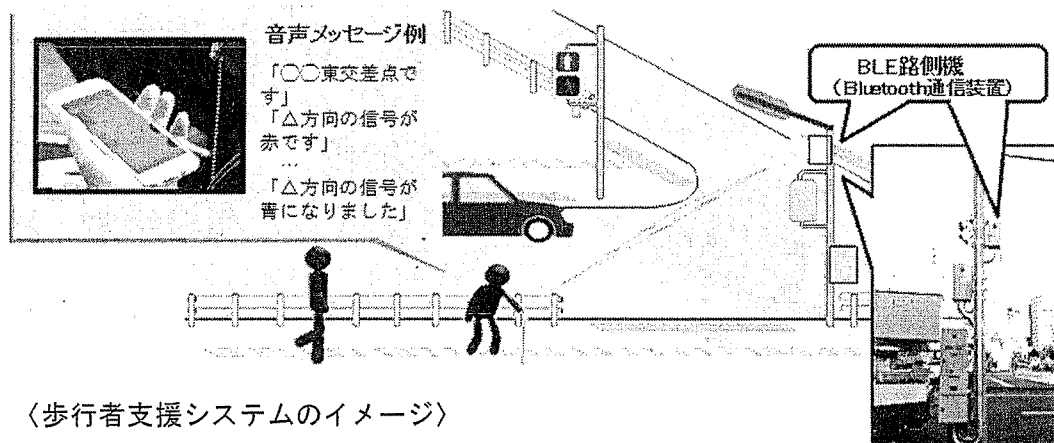
②交通安全施設等の整備・更新

- 著しく摩耗が進んだ横断歩道の塗り替えを重点的に進めるとともに、老朽化した信号制御機をはじめとする交通安全施設等の整備・更新を推進します。

〈主な交通安全施設の更新・整備〉

区分		信号制御機	横断歩道	図示	実線
令和2年度	予定数	116基	1,260本	1,260個	30.0km
	実施数	131基	1,988本	4,500個	35.0km
令和3年度	予定数	170基	3,700本	13,670個	120.0km

- 信号交差点においてスマホの音声案内により視覚障がい者等を誘導する歩行者支援システムの整備を推進します。



〈歩行者支援システムのイメージ〉

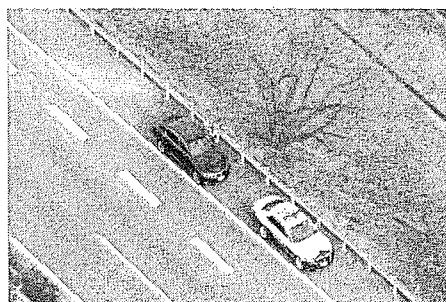
③子供に対する交通安全教育・広報啓発の推進

- 朝夕の通園・登下校の時間帯に、警察官が街頭に出て、保護活動を兼ねた交通安全指導を行います。
- 新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、「YouTube三重県警察公式チャンネル」に交通安全教育動画を配信しています。

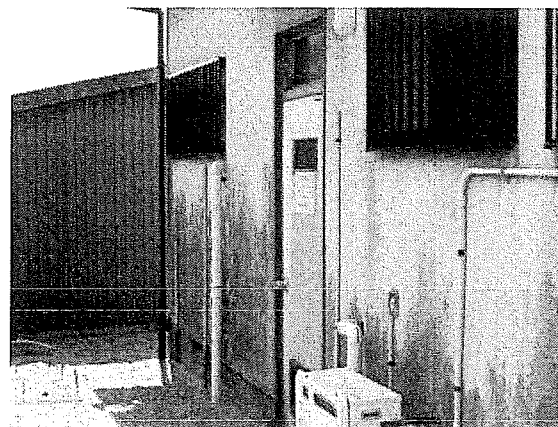


④妨害運転等悪質・危険運転対策の推進

- 昨年創設された妨害運転罪の適用を検討するなど、改正規定を効果的に運用し、妨害運転の撲滅を図ります。
- 高速道路等では、通常の交通指導取締りの方法に加え、航空隊のヘリコプターと連携した空陸一体の交通指導取締りを推進しています。



交番・駐在所の建替整備による機能強化



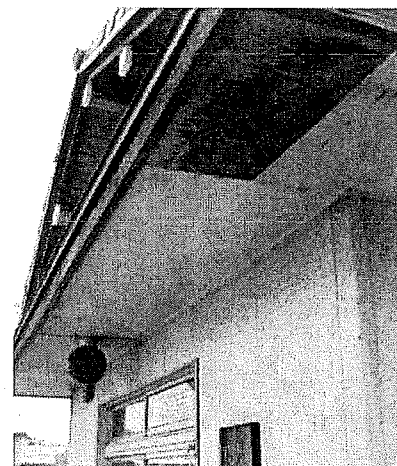
○県内には199の交番・駐在所がありますが、その約4割に当たる78施設が耐用年数を超過し、老朽化が著しくなっています。次のとおり、設計の古さと老朽化に起因する不具合が生じています。

【構造面】

- ・屋根や庇が破損している。
- ・外壁の剥離や基礎の亀裂がある。
- ・床の腐食や土壁の脱落がある。
- ・水回りが狭隘でカビもひどい。

【機能面】

- ・来訪者用の駐車場が確保できない。
- ・相談室がなく、プライバシーが確保できない。
- ・来訪者用のトイレがない。
- ・スロープがないなど、高齢者や障害者が利用しにくい。
- ・襲撃に対するセキュリティが脆弱である。



○今後、年平均4か所の施設が新たに耐用年数を超過しますので、これを超える数を整備していく必要があります。

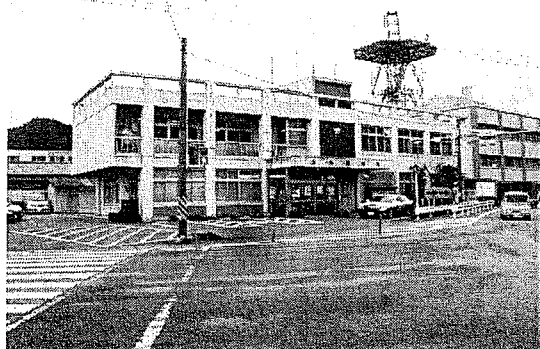
	耐用年数を超過する交番・駐在所の数				
	令和3年4月	5年4月	10年4月	15年4月	20年4月
一切建替えはしない	78	86	104	125	152
毎年度4か所建替え	74	74	72	73	80
毎年度8か所建替え	70	62	40	21	8

○今年度は、人口増加が著しい朝日町に交番を新設（令和4年夏頃完成）するほか、老朽化が進んでいる次の7か所の駐在所の建替整備を行います。

- ・久米（桑名署）
- ・十社（いなべ署）
- ・川口（津南署）
- ・天白（松阪署）
- ・村松（伊勢署）
- ・田丸（伊勢署）
- ・紀和（紀宝署）

警察署整備事業の進捗状況

【大台警察署建替整備事業】



【大台警察署の現況】



【新庁舎イメージ図】

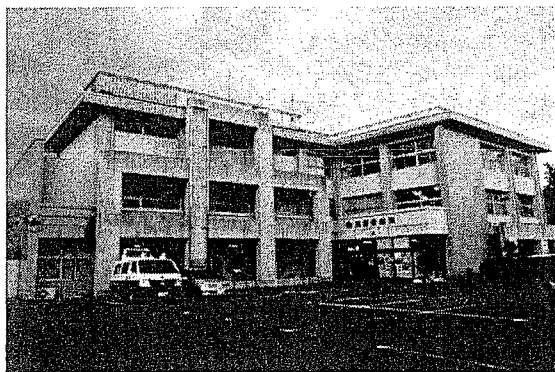
1 整備計画

項目	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
基礎調査	←→				
地質調査		←→			
基本・実施設計		←→	→		
庁舎建築工事				←→	→

2 新庁舎イメージ

- ユニバーサルデザインに配慮した施設整備
- 災害発生時における警察活動の拠点
- 「三重の木づかい条例」を踏まえた建物内外部への木材利用

【尾鷲警察署大規模改修事業】



【尾鷲警察署の現況】

尾鷲警察署は、昭和44年（経年52年）に建築され、経年順では大台警察署に次いで古く、複数箇所で雨漏りや軒先の剥落が発生しています。また、多機能トイレやエレベーターが設置されていません。

1 整備計画

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度
仮庁舎建築準備	←→		
基本・実施設計	←	→	
仮庁舎建築		←→	
庁舎改修工事		←	→

2 改修内容等

- 屋根、外壁の全面改修
- バリアフリーを含む室内の全面改修、エレベーターの設置
- 女性職員が働きやすい職場環境の整備

3 改修工事中の業務

改修工事期間中は、尾鷲市内の国道42号沿いの尾鷲市所有の公共地にプレハブ庁舎を建て、業務を行うことを予定しています。